

# あきた美彩館 利用規程

## 1 目的

「秋田県」と「首都圏の方々」とのコミュニケーションの場として設置したあきた美彩館において、県内市町村、農林商工団体、事業者等に店舗前広場及び店舗内スペースを広く開放し、地域や県産品等に関する情報を受発信するための機会を提供します。

## 2 利用可能場所（面積等）、貸出可能備品

### （1）利用可能場所（面積等）

#### ① 店舗前広場（ウイング高輪WESTコート）

##### 1) 物販・観光PRスペース【約18㎡（約9㎡（3m×3m）のスペースが2箇所）】

※ 火気及び電気製品等の使用は不可。

##### 2) イベントスペース【約50㎡（約10m×5m）】

※ 伝統芸能披露などの観光誘客イベントの実施が可能。

※ 通行者及び非常時の誘導線を十分に確保して配置すること。

#### ② 店舗内スペース

##### 1) 物販スペース（店舗内）【約2坪】

※ 電気コンセントを使用した試食・試飲販売が可能。

##### 2) 多目的スペース（店舗内）【約5坪】

※ 電気コンセントを使用した試食・試飲販売やイベントの実施が可能。

※ その場で調理した商品を販売する場合には、別途港区みなと保健所の臨時営業許可が必要。

##### 3) 飲食スペース（店舗内）【応相談】

※ 電気コンセントを使用した試食・試飲イベントの実施が可能。

※ その場で調理した商品を販売する場合には、別途みなと保健所の臨時営業許可が必要。

### （2）貸出可能備品

#### ① 店舗前広場（ウイング高輪WESTコート）

##### 1) ワンタッチテント（2.5m×2.5m）2基

##### 2) テーブル5台（450mm×1800mm 4台、600mm×1800mm 1台）

#### ② 店舗内スペース

##### 1) テーブル1台

##### 2) プロジェクタ1台、書画カメラ1台

##### 3) スクリーン（60型）1台

##### 4) PC1台

##### 5) 音響設備（マイク4（タイプン型1、ワイヤレス1、有線2）、マイクスタンド2、スピーカー2、スピーカースタンド2、ミキサー、ケーブル）

## 3 利用可能者

（1） 利用可能者は、県、市町村、農林商工等の各種団体及び秋田県内の事業者など（以下、「利用者」という。）とします。ただし、秋田県外に立地する事業者から利用の申請があった場合であっても、本県の物産や観光のPR等に資する内容については、利用を認めることとします。

（2） 利用場所及び時間帯が重複しない場合を除き、同日に同じ場所を利用できる者は、原則として1利用者に限ります。ただし、連携して利用しようとする場合にはこの限りではありません。

#### 4 利用料金等

原則無料とします。

ただし、2（1）②3)の飲食スペースの利用により、あきた美彩館（店舗運営事業者）の売上に影響を及ぼす可能性がある場合には、あきた美彩館（店舗運営事業者）と協議して相当の補填額を支払う必要があります。

※ 利用者からのあきた美彩館（店舗運営事業者）への入金方法については、利用者ごとに別途協議すること。

#### 5 利用要件

次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

##### （1） 利用の対象となる内容等

利用目的が、3の利用可能者が実施する次のいずれかに該当することが必要です。

- ① 観光・物産に関するPRを目的とした会議や打ち合わせ、イベント
- ② 商談会や展示会
- ③ 移住・定住を目的とした会議や打ち合わせ、イベント
- ④ 県人会に関連する会議や打ち合わせ
- ⑤ その他必要と認められる事業や活動

##### （2） 貸し出しの要件

- ① （1）の活動や事業を主催する責任者が明確であること。
- ② 特定の政治的又は宗教的目的を持ったイベントや会議等でないこと。
- ③ イベント主催者が、過去に実施したイベント等において、使用条件の違反をしていないこと。
- ④ あきた美彩館の運営方針や県の施策に反しないこと。

#### 6 利用日

休館日（元日）以外は、年中利用できるものとします。

#### 7 利用時間

原則としてあきた美彩館の営業時間中（午前11時から午後11時まで）とします。

#### 8 利用期間

連続して利用できる期間は、1利用者あたり原則として7日間までとします。

#### 9 利用手続

利用を希望する者は、別添利用申請書（様式）を秋田県東京事務所に提出してください。

利用申請の受付は、原則として使用日の2か月前の月の初日から使用日の14日前までとし、先着順に利用内容等を審査して承認します。

#### 10 利用の承認

利用申請があったときは、その内容について、秋田県とあきた美彩館（店舗運営事業者）との間で検討し、施設の管理者である株式会社京急百貨店ウイング高輪との協議を踏まえて、承認の可否を決定します。

なお、申請を承認した後であっても、次のいずれかに該当することが認められた場合には、承認を取り消す場合があります。

- （1） 臭気・騒音等管理上支障があると認められるとき。
- （2） 施設及び設備を破損するおそれがあると認められるとき。

- (3) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になると認められるとき。
- (4) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

#### 11 遵守事項及び指示

利用する際、次の各号に定める事項を遵守してください。

また、あきた美彩館（店舗運営事業者）が管理上必要と認めるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができるものとします。

- (1) 騒音を発生させたり、悪臭等を発散するおそれのあるものを持ち込まないこと。
- (2) 参加者の整理及び安全確保は利用者の責任で行い、歩行者の通行を妨げないよう配慮すること。
- (3) 第三者とのトラブルや事故は、利用者が責任をもって解決すること。
- (4) 施設や器具を損傷し、または破損した場合は直ちにあきた美彩館の責任者に報告するとともに利用者の負担で現状に復旧すること。
- (5) 使用後は周辺の清掃を行い、回収したごみ等についてはあきた美彩館の責任者の指示に従うこと。
- (6) 食品を取り扱う場合は、衛生管理に十分配慮すること。
- (7) 試飲・試食目的以外の飲食物を持ち込まないこと。

#### 12 利用申請先

秋田県企画振興部東京事務所 あきた売込み課 あきた売込みチーム

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館7階

電話：03-5212-9115 FAX：03-5212-9116

mail：tokyo@pref.akita.lg.jp

#### 13 店舗詳細

あきた美彩館【店舗運営事業者：株式会社秋田ニューバイオフィーム】

住所：〒108-0074 東京都港区高輪4丁目10-8 ウイング高輪WEST 1階

電話：03-5447-1010 FAX：03-5447-5676

mail：info@akita-bisaikan.jp <http://www.a-bisaikan.jp/>

営業時間：11:00～23:00 休館日：年中無休（元日のみ休み）